

【新型コロナウイルス対策】緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応(概要)

令和2年4月8日時点

公共工事における一時中止等の対応

(都道府県・政令市あて通知、市町村、建設業者団体等にも周知)

○施工中の工事等における一時中止措置等の対応について通知

【緊急事態宣言の対象区域】

・受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う

【対象区域外】

・新型コロナウイルス感染症の罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、感染拡大防止の取組状況など、事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う

※なお、対象区域、対象区域外を問わず、特段の事情がない限り受注者の責によらない事由によるものとする

○以上の措置に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態措置の期間中にも、公共工事などの安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については、最低限の事業継続が要請されていることに留意の上、適切に対応する旨依頼

(令和2年4月8日国土入企第6号等)

(参考) 直轄事業における一時中止措置等 (令和2年4月7日国地契第1号等)

※都道府県等に対して参考周知 (令和2年4月8日国土入企第6号等)

【対象区域】

・今後の対応について受発注者による協議を行い、受注者から一時中止や工期延長等の希望がある場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、一時中止や設計図書等の変更を行う

【対象区域外】

・受注者から一時中止等の希望の申出がある場合、感染拡大防止に向けた取組状況、従業員の状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、対象区域における一時中止措置等に準ずる

※工事等を継続又は再開する場合に、感染拡大防止対策を適切に実施

【入札等の手続及びヒアリングの実施等について】

・総合評価落札方式における評価等について、適宜柔軟な対応を行う
・公告案件において原則にアリングを実施しない。公告済の案件も、可能な限り省略

工事現場等での感染予防対策

(都道府県・政令市・建設業者団体あて)

○施工中の工事の現場等において、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するよう依頼

○コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう依頼

(令和2年2月25日国土入企第52号、令和2年4月8日国土入企第6号)

○建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要。特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等について依頼

(令和2年4月8日国土入企第6号)

民間工事における一時中止等の対応

(民間発注者団体あて)

○公共工事に係る対応(一時中止等や工事現場等での感染予防対策)について、民間発注者団体に対しても周知

○新型コロナ感染症の影響に伴う資機材等の調達困難や感染者の発生等については、建設工事標準請負契約約款において、「不可抗力」によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については受発注者が協議をして決めることとされている旨を周知

(令和2年3月19日事務連絡、令和2年4月8日事務連絡)



感染拡大防止対策に伴う下請契約等の適正化

（建設業者団体あて）

○建設工事の一時中止・延期等に際し、下請契約においても、工期の見直し、一時中止の措置等を適切に講じるとともに、下請契約における適正工期や請負代金の設定、適切な代金支払等、元下間の取引の適正化の徹底に努めるよう通知

○元請が部分払（出来高払）や完成払を受けた場合について、下請への適正な支払いや、下請セーフティネット債務保証事業など金融支援事業の活用による下請への支払いの適正化に配慮する旨通知

※資材業者、建機等の賃貸業者、警備業者等についてもこれに準じて対応することを通知

（令和2年3月11日国土建推第38号、国土建整第132号）

公共工事の代価の中間前金払の活用等

（都道府県・政令市あて通知、市町村、建設業者団体等にも周知）

○工事の一時中止等に伴い、資金繰りに支障が生じることのないよう、
・中間前金払いの迅速・円滑な実施
・出来形部分払の請求があった場合の適切な対応 について通知

※直轄工事における中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化等の措置も周知

（令和2年3月11日国土入企第53号）

○資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種を拡充（現時点では建設業関係43業種が対象）

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）

技術者配置や講習等に関する対応

（建設業者団体、地方整備局等、公共工事発注担当部局、都道府県・政令市、講習機関、等あて）

○学校の臨時休業に伴う育児のために監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代が可能であること等について通知
※監理技術者等本人が感染あるいは濃厚接触者等となった場合も、従前通り監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代は可能。

（令和2年2月28日国土建第482号等）

○監理技術者講習について、当面の間、延期又は自宅学習の方法により実施するよう実施機関に通知

（令和2年2月27日国土建第474号、令和2年3月23日国土建第530号）

○登録基幹技能者講習について、当面の間延期とし、講習修了証については、特例的に一律令和2年9月末まで有効期限内として取り扱うよう、講習実施機関等に通知

（令和2年3月6日国土建労第1466号、令和2年4月9日国土建労第24号）